

申出基準日以降の買取り申出状況

参考資料

申出基準日以降の買取り申出の概要

○申出基準日 … 特定生産緑地に指定されていない生産緑地で、生産緑地に指定されてから30年を経過する日

○買取り申出の要件

①申出基準日前 … 農業の主たる従事者が死亡または故障した場合に限定

②申出基準日以降 … 死亡・故障の事由なく買取り申出が可能

○特定生産緑地の指定状況

対象(約43ha)のうち約2割(約8ha)の生産緑地が特定生産緑地に指定していない

特定生産緑地に指定していない生産緑地の所有者の内訳(45人)

申出基準日 8月18日 → 32人 11月30日 → 13人

買取り申出の状況(令和5年度都市計画変更の予定) 令和4年9月30日時点

○買取り申出件数

- ・ 12件
- ・ 合計面積 約1.61ヘクタール

今後の手続きの流れ

○買取り申出後、所定の手続きを行った上で3か月後に行為制限が解除され、以降、土地利用が可能となる。

○令和5年度11月頃、都市計画審議会にて審議予定

※申出基準日以降に買取り申出がなされたものについては、市が買い取らず、あっせんも成立しなかった場合、行為制限が解除される。これらは、年に1回案件をまとめて、都市計画変更の手続きを行うこととしている。

